

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	北堀江地区	平成17年1月25日
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小山地区	平成17年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平木池地区	平成17年4月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	本三地区	平成17年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北堀江地区	平成17年3月25日
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大谷園地区	平成18年3月15日
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	南谷2号地区	平成18年3月24日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小山池地区	平成18年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北堀江地区	平成19年2月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	新田中地区	平成18年3月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	友久地区	平成19年2月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大僧池地区	平成19年3月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小山地区	平成19年3月16日